



各 位

不動産投資信託証券発行者名 東京都中央区日本橋兜町5番1号 平和不動産リート投資法人 代表者名執行役員 本村 彩 (コード番号:8966)

資産運用会社名

平和不動産アセットマネジメント株式会社 代表者名 代表取締役 社長執行役員 平野 正則 問合せ先 執行役員企画財務部長 川村淳一 TEL. 03-3669-8771

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

平和不動産リート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日、下記の通り、規約一部変更及び役員選任に関して、2023年8月30日に開催予定の本投資法人の第19回投資主総会(以下「本投資主総会」といいます。)に付議することを決定しましたので、お知らせ致します。

なお、下記事項は、本投資主総会での承認をもって有効となります。

記

1. 規約一部変更について

変更理由は以下の通りです。

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条但書に規定する改正規定(関連する投信法等の改正を含みます。) が2022年9月1日に施行され、同日付をもって本投資法人規約に電子提供措置をとる旨の定めを設けたものとみなされていることに伴い、当該変更を確認的に規定し、あわせて、電子提供措置をとる事項のうち内閣府令で定めるものの全部又は一部については、書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができる旨を規定するものです。(変更案第10条第2項、第3項及び第4項)
- (2) 信用組合及び信用金庫から融資を受けるにあたり、「中小企業等協同組合法」(昭和 24 年法律第 181 号、その後の改正を含みます。)及び「信用金庫法」(昭和 26 年法律第 238 号。その後の改正を 含みます。)に基づく出資を行う必要があることに備え、投資の対象となる資産を追加するものです。(変更案第 26 条第 4 項第 15 号、第 16 号及び第 17 号)
- (3) 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(関連して新たに制定又は改正された会計基準、指針等を含みます。)の公表、適用等により、有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の時価評価の方法が変更となったことに伴い、関連する規定を変更するものです。(変更案第29条第1項第3号、第4号及び第6号)

(規約一部変更の詳細については、【別紙】「第19回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

2. 役員選任について

執行役員本村彩並びに監督役員片山典之及び鈴木敏夫は、2023 年 8 月 30 日をもって任期満了となりますので、本投資主総会において新たに執行役員 1 名及び監督役員 2 名を選任する旨の議案を提出するものです。

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、2023 年 8 月 30 日付で 補欠執行役員 1 名の選任をお願いするものです。補欠執行役員選任にかかる決議が効力を有する期間 は、本投資法人規約第 18 条第 2 項の定めに基づき、執行役員の任期が満了する時までとします。

- (1) 執行役員候補者 本村 彩(重任)
- (2) 監督役員候補者 片山 典之(重任) 大和田 寛行(新任)
- (3) 補欠執行役員候補者 平野 正則(重任) (注)
- (注)補欠執行役員候補者の平野正則は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である平和不動産アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長執行役員です。

(役員選任の詳細については、【別紙】「第19回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

3. 日程

2023 年 7 月 14 日第 19 回投資主総会提出議案の役員会承認2023 年 8 月 14 日第 19 回投資主総会招集通知の発送(予定)2023 年 8 月 30 日第 19 回投資主総会(予定)

以 上

* 本投資法人のホームページアドレス : https://www.heiwa-re.co.jp/

(証券コード 8966) (発信日) 2023年8月14日 (電子提供措置の開始日) 2023年8月8日

投資主各位

東京都中央区日本橋兜町5番1号 平和不動産リート投資法人 執行役員本村

第19回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第19回投資主総会を下記の通り開催致しますので、ご通知申し上げます。

ご来場につきましては、新型コロナウイルスの感染状況に十分ご留意頂き、ご自身の健康状態等をご確認の上、慎重にご判断頂きますようお願い申し上げます。なお、当日ご来場頂けない場合は、書面によって議決権を行使することもできますので、その場合には、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討頂きまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、2023年8月29日(火曜日)午後5時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)第93条第1項の規定に基づき、本投資法人の現行規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」の規定を次の通り定めております。

従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席にならず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、現行規約第14条第1項括弧書き及び第3項に定める場合を除き、本投資主総会における各議案について賛成されるものとみなし、その議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入してお取扱いすることになりますので、ご留意下さいますようお願い申し上げます。

<本投資法人の現行規約抜粋>

第14条(みなし賛成)

- 1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなします。
- 2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。
- 3. 前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて、この投資法人がこの投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6ヵ月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である

旨をこの投資法人(招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、この投資法人及び招集権者の双方)に通知した場合、又は、

- (ii)以下の各事項に関する議案について、この投資法人が当該議案に 反対である旨を招集通知に記載若しくはこの投資法人のウェブサイトに おいて公表した場合には、当該議案については適用しないものとします。
- (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
- (2) 投資法人による資産の運用に係る委託契約の締結又は解約
- (3) 解散
- (4) 投資口の併合
- (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
- 4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しないものとします。

なお、本投資法人は「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70条) 附則第1条但書に規定する改正規定(これに関連する投信法等の改正を含みま す。)が2022年9月1日施行され、同日付で、本投資法人規約に、投資主総会参 考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の定めを設けたものと みなされることに基づき、当該電子提供措置をとっております。以下の本投資法 人ウェブサイトに「第19回投資主総会ご通知」として掲載しておりますので、以 下の本投資法人ウェブサイトにアクセスして、ご確認下さいますようお願い申し 上げます。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書 面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

https://www.heiwa-re.co.jp/ja/ir/meeting.html

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)の ウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(投資法人名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類」にある「投資主総会招集通知/投資主総会資料」を選択の上、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

さらに、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、株式会社プロネクサスのウェブサイトにも掲載しております。以下の株式会社プロネクサスのウェブサイトにアクセスして、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

株式会社プロネクサスウェブサイト https://d.sokai.jp/8966/teiji/

敬具

- 1. 日 時 2023年8月30日(水曜日)午前10時 (なお、受付開始時刻は午前9時30分を予定しておりま す。)
- 2.場所東京都中央区日本橋兜町7番1号KABUTO ONE HALL & CONFERENCE 4階(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照下さい。)
- 3. 会議の目的事項

決議事項

第1号議案 規約一部変更の件

第2号議案 執行役員1名選任の件

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

第4号議案 監督役員2名選任の件

以上

【お願い】

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが、同封の議決権行使書面を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、本投資主総会にご出席頂くことが可能ですので、議決権行使書面とともに代理権を証する書面を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面によって議決権をご行使頂く場合、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱い致します。
- ◎電子提供措置事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が 生じた場合は、上記本投資法人ウェブサイト、東証ウェブサイト及び株式会 社プロネクサスウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲 載致します。
- ◎当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の 資産運用会社である平和不動産アセットマネジメント株式会社による「運用 状況報告会」を開催する予定です。なお、本投資法人の2023年5月期に関す る決算説明動画及び決算説明資料は、本投資法人のウェブサイト (https://www.heiwa-re.co.jp/)にてご覧頂くことができます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

- 1. 変更の理由
 - (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条但書に規定する改正規定(関連する投資信託及び投資法人に関する法律等の改正を含みます。)が2022年9月1日に施行され、同日付をもって本投資法人規約に電子提供措置をとる旨の定めを設けたものとみなされていることに伴い、当該変更を確認的に規定し、あわせて、電子提供措置をとる事項のうち内閣府令で定めるものの全部又は一部については、書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができる旨を規定するものです。(変更案第10条第2項、第3項及び第4項)
 - (2) 信用組合及び信用金庫から融資を受けるにあたり、「中小企業等協同組合法」(昭和24年法律第181号、その後の改正を含みます。)及び「信用金庫法」(昭和26年法律第238号。その後の改正を含みます。)に基づく出資を行う必要があることに備え、投資の対象となる資産を追加するものです。(変更案第26条第4項第15号、第16号及び第17号)
 - (3) 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」及び企業会計 基準第10号「金融商品に関する会計基準」(関連して新たに制定又 は改正された会計基準、指針等を含みます。)の公表、適用等によ り、有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の時価評価の方法が 変更となったことに伴い、関連する規定を変更するものです。(変 更案第29条第1項第3号、第4号及び第6号)

2. 変更の内容

変更の内容は以下の通りです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約

第3章 投資主総会

第3章 投資主総会

第10条(招集の公告、通知)

- 1. (記載省略)
- 2. 投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2ヵ月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、各投資主に対して書面をもってその通知を発します。但し、前項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25ヵ月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しません。

(新設)

(新設)

第5章 資産運用の対象及び方針

第26条(資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)

- 1. ~3. (記載省略)
- 4. この投資法人は、第2項及び第3項 に定める特定資産のほか、次に定め る資産に投資することができます。 (1)~(14) (記載省略)

第10条(招集の公告、通知)

- 1. (現行通り)
- 2. 投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2ヵ月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、各投資主に対して書面をもって又は法令の定めるところに従い電磁的方法により、その通知を発します。但し、前項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25ヵ月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しません。
- 3. この投資法人は、投資主総会の招集 に際し、投資主総会参考書類等の内 容である情報について、電子提供措 置をとるものとします。
- 4. この投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち内閣府令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした投資主に対して交付する書面に記載しないことができます。

第5章 資産運用の対象及び方針

第26条(資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)

- 1. ~3. (現行通り)
- 4. この投資法人は、第2項及び第3項 に定める特定資産のほか、次に定め る資産に投資することができます。 (1)~(14) (現行通り)

現 規 更 行 約 変 案 (新設) (15)「中小企業等協同組合法」 (昭和24年法律第181号、その 後の改正を含みます。) に定 める出資 (16) 「信用金庫法」(昭和26年法 (新設) 律第238号、その後の改正を含 みます。) に定める出資 (15) 第1号から第14号までに定め (17) 第1号から第16号までに定め るもののほか、不動産等の投 るもののほか、不動産等の投 資に付随して取得が必要とな 資に付随して取得が必要とな るその他の運用資産 るその他の運用資産 (記載省略) 5. (現行通り) 5. 第29条 (資産評価の方法、基準及び基準 第29条 (資産評価の方法、基準及び基準 日) 日) 1. この投資法人の資産評価の方法は、 1. この投資法人の資産評価の方法は、 運用資産の種類毎に定めるものと 運用資産の種類毎に定めるものと し、原則として以下の通りとしま し、原則として以下の通りとしま す。 す。 (1)~(2) (記載省略) (1)~(2) (現行通り) (3) 第26条第3項に定める不動産対 (3) 第26条第3項に定める不動産対 応証券 応証券 時価をもって評価します。但 当該有価証券の市場価格がある 場合には、市場価格に基づく価 し、市場価格のない株式等(出

時価をもって評価します。但 し、市場価格のない株式等(出 資金等、株式と同様に持分の請 求権を生じさせるものを含みま す。)は、取得原価をもって評 価します。

額(金融商品取引所における最

現 行 規 約	変
(4) 第26条第4項第2号に定める有	(4) 第26条第4項第2号に定める有
価証券	価証券
当該有価証券の市場価格がある	満期保有目的の債券に分類され
場合には、市場価格に基づく価	る場合には、取得原価をもって
額(金融商品取引所における最	評価します。但し、当該債券を
終価格、認可金融商品取引業協	債券金額より低い価額又は高い
会等が公表する最終価格、これ	価額で取得した場合において、
らに準じて随時、売買換金等を	取得価額と債券金額との差額の
行うことができる取引システム	性格が金利の調整と認められる
で成立する取引価格をいいま	ときは、償却原価法に基づいて
<u>す。)を用いるものとします。</u>	算定された価額とします。その
市場価格がない場合には、合理	他有価証券に分類される場合に
的に算定された価額により評価	は、時価をもって評価します。
<u>するものとします。</u>	但し、市場価格のない株式等
	(出資金等、株式と同様に持分
	の請求権を生じさせるものを含
	みます。)は、取得原価をもっ
	て評価します。
(5) (記載省略)	(5) (現行通り)

現 行 規 約

(6) 第26条第4項第4号に定めるデ リバティブ取引に係る権利 金融商品取引所に上場している デリバティブ取引により生じる 債権及び債務は、当該金融商品 取引所の最終価格(終値、終値 がなければ気配値(公表された 売り気配の最安値又は買い気配 の最高値、それらがともに公表 されている場合にはそれらの仲 値))を用います。同日におい て最終価格がない場合には、同 日前直近における最終価格を用 います。金融商品取引所の相場 がない非上場デリバティブ取引 により生じる債権及び債務は、 市場価格に準ずるものとして合 理的に算定された価額が得られ れば、その価額とします。公正 な評価額を算出することが極め て困難と認められるデリバティ ブ取引については、取得価額を もって評価します。但し、一般 に公正妥当と認められる企業会 計の慣行により、ヘッジ取引と 認められるものについては、 ヘッジ会計を適用できるものと します。また、金融商品に関す る会計基準に定める金利スワッ プの特例処理の要件を満たすも のについては、金利スワップの

特例処理を適用できるものとし

- ます。 (7) (記載省略)
- 2. ~ 3. (記載省略)

- 変 更 案
- (6) 第26条第4項第4号に定めるデリバティブ取引に係る権利デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって評価します。一般に公正妥当と認められる企業会計の関行により、ヘッジ引と認められるものについては、へいます。また、金融商品に関する会計を適用できるものとします。

- (7) (現行通り)
- 2. ~3. (現行通り)

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員本村彩は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となります。 これにより、執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案における執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び現行規約第18条第1項第一文但書の規定を適用し、選任される2023年8月30日から、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとなります。

なお、本議案は、2023年7月14日開催の役員会において、監督役員全員の 同意によって本投資主総会への提出が決議されたものであります。

執行役員候補者は次の通りであります。

氏 名 (生年月日)	主	要	略	歴	所有投資口数 (口)
(生年月日) **と むら あや 本 村 彩 (1978年11月22日生)	2002年10月 2008年5月 2008年9月 2009年2月 2009年7月 2013年10月 2014年3月 2019年6月 2019年6月 2019年8月	弁 長 た Columbia La Cleary Got LLP出国融課業 に 大 大 大 大 に に に に に に に に に に に に に	(第一東京弁 ・常松法律事業 tlieb Steen コーク局(現立) は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	護士会) 務所入所 と & Hamilton	(_□)
		任)			

- (注1) 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務 全般を執行しております。

(注3) 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定であります。上記執行役員候補者は、現在執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、2023年8月30日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案における補欠執行役員選任にかかる決議が効力を有する期間は、現行規約第18条第2項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、2023年7月14日開催の役員会 において、監督役員全員の同意によって本投資主総会への提出が決議された ものであります。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

補欠執行役	昌候補者は	かの通り	であり	キナ
TH / T + / T + T + T + T + T + T + T + T +		ハマノコロリ	(x)	4 9 0

氏 名 (生年月日)	主	要	略	歷	所有投資口数 (口)
びら の まさ のり 平 野 正 則 (1967年7月18日生)	1991年4月 2010年6月 2011年6月 2012年6月 2015年6月 2018年6月 2020年6月	リーダー 単一 単一 単一 単一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	業本部ビル業本部ビルダー 第本部 とり できます アヤン アンター アンター アンター アンター アンター アンター アンター アンタ	開発グループ リーシンググ 対務グループ部 ベジメント株式 豚長兼不動産投 豚長兼業務管理	44

- (注1) 上記補欠執行役員候補者は、現在、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会 社である平和不動産アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長であります。 その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はあり ません。
- (注2) 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を、投資口累積投資制度を利用することにより、2023年5月31日付で44口(1口未満切り捨て)所有しております。
- (注3) 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定であります。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員片山典之及び鈴木敏夫の両名は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、2023年8月30日付で新たに監督役員2名の選任をお願いするものであります。本議案における監督役員の任期は、現行規約第18条第1項第一文但書の規定を適用し、選任される2023年8月30日から、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとなります。

監督役員候補者は次の通りであります。

候補者番 号		主	要	略	歴	所有投資口数 (口)
1	かた やま のり ゆき 片 山 典 之 (1964年10月28日生)	1990年4月 1996年8月 1996年10月 2000年9月 2003年2月 2004年10月 2006年4月 2013年6月 2014年6月 2017年8月 2018年4月 2019年3月 2021年6月 2022年5月	野米東テ同三常シ(ド株明ル任SI資日(平(日社株任ア外株ツ・国京ィ事井勤テ現イ式治・)不法産現和現本外式)イ監式・常ニシユ務不リィ任チ会大ビ 動)学)動)解締社 工役社一松ュテー所動ーユ)ェ社学ジ 産監株 産 株役リ ン(クル法ーィワパ産ガー ・監ビネ 拷監株 産 株役リ ン(クル	「、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	護事)券ル所マ勤一乗 見の役 法 等 外 グ・監士務入 化パネ)ル任 のの (人 委 監 株 レ査登所所 推 ー ジ(グ講 リ 非 監 員 査 式 ス等録(進 ト メ現ロ師 ー 常 督 で 役 会 ト委 現 部 ナ ン任一(ト 勤 役 あ (社 ラ員 シ 非 ー ト)バ現 投) 員 る 現 社 ンで	0

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	主	要	略	歴	所有投資口数 (口)
2	がおわ だ ひろゆき 大和田 寛行 (1976年4月10日生)	1999年4月 2002年10月 2006年4月 2006年6月 2007年7月 2009年4月 2010年8月 2014年11月 2015年1月 2019年6月	入中公あ査野大任税株任キ合は計監)券公登社・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	査法人入所 登録 法人(現 P 法人(現 A 法 法 会 社 入 社 ス 会 計 士 事 る と さ と と と と と と と と と と と と と と と と と	w C あらた監 : 務所代表 (現 ご 取締役 (現 : サルティング	0

- (注1) 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- (注2) 上記監督役員候補者のうち片山典之は、現在、本投資法人の監督役員として、本 投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
- (注3) 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定であります。上記監督役員候補者のうち片山典之は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることとなり、また、上記監督役員候補者のうち大和田寛行は、選任が承認された場合は新たに当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

参考事項

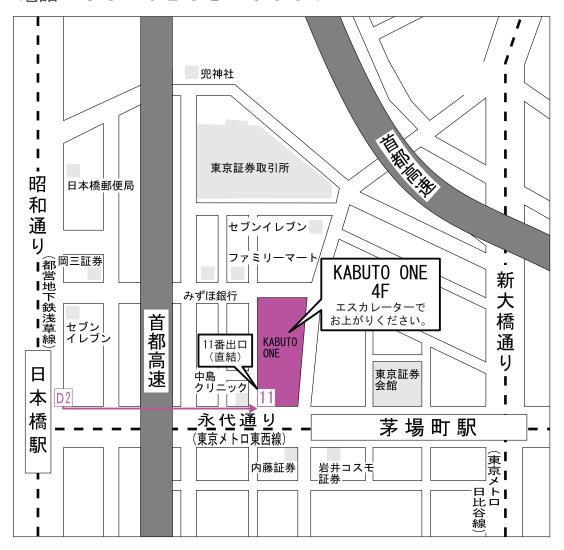
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、規約第14条第3項に定める重要な議案については、所定の手続きに基づいて、一定の資格要件を備えた少数投資主が当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、当該議案については、「みなし賛成」の定めは適用されません。

なお、上記の第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。また、規約第14条第3項が適用される第2号議案から第4号議案までの各議案につきましては、2023年7月14日現在、少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされていません。今後、2023年7月14日から2週間以内に少数投資主から第2号議案から第4号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されないことになります。当該期間に少数投資主から第2号議案から第4号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、その旨及び当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されない旨を本投資法人ウェブサイト(https://www.heiwa-re.co.jp/)に掲載致します。

以上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋兜町7番1号 KABUTO ONE HALL & CONFERENCE 4階 電話 03-6231-0567



交通のご案内

東京メトロ東西線 東京メトロ日比谷線 茅場町駅 (出口11) 直結

都営地下鉄浅草線 日本橋駅 (出口 D2) 徒歩 2 分

お願い

●会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来 場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際はご案内図をご参照の上、お間違えの無いようお願い申し上げます。